

【コクチバスのリリースおよび生体での持ち出し禁止：埼玉県農林部農芸畜産課HPより】

埼玉県内水面漁場管理委員会指示〔荒川・入間川・越辺川・有間川〕

河川の漁業資源及び生態系を守るために、埼玉県内水面漁場管理委員会の指示により、コクチバスのリリース及び生体の持ち出しが制限されました。

なお、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの移植については、埼玉県漁業調整規則第31条において禁止されています。

コクチバスは、河川の流水域や冷水域でも生息できるため、河川上流域のヤマメやイワナ、さらには中流域のアユなどにも影響が出ると考えられます。埼玉県には、秩父地域を始めとする自然豊かな水域が残されています。これらの埼玉県本来の漁業資源や自然を守るため、委員会指示が出されました。

●荒川、入間川及び越辺川における内水面漁場管理委員会指示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規程により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成12年10月10日 埼玉県内水面漁場管理委員会会長

1 指示内容

コクチバスを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放し、又は生かしたままその水域から持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 対象区域：荒川、入間川及び越辺川

3 期 間：平成12年10月10日から平成14年3月31日まで

●有間川における内水面漁場管理委員会指示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規程により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成13年4月27日 埼玉県内水面漁場管理委員会会長

1 指示内容

コクチバスを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放し、又は生かしたままその水域から持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 対象区域：有間川

3 期 間：平成13年4月27日から平成14年3月31日まで

【外来魚の再放流と生体の持ち出し禁止：岩手県ブラックバス等外来魚対策協議会パンフレットより】

平成13年3月から漁業権漁場内で釣った外来魚は、リリース（再放流）と生きたままでの持ち出しが「岩手県内水面漁場管理委員会指示」によって禁止されています。

これに反し、知事の命令に従わない場合は罰せられます。

なお、これらの行為については、警察への通報は不要です。

対象外来魚：オオクチバス、コクチバス、ブルーギル

<広報パンフレット>

◆これが岩手県が誇る“外来魚”だ！◆

「何のこりさぞ」 岩手の魚生生活界、岩手県

平成13年3月から「リリース禁止」です。

平成13年3月から漁業権漁場内で釣った外来魚は、リリース（再放流）と生きたままでの持ち出しが「岩手県内水面漁場管理委員会指示」によって禁止されています。これに反し、知事の命令に従わない場合は罰せられます。なお、これらの行為については、警察への通報は不要です。

◆どうも外来魚はとばいけないうぢ！◆

岩手県漁業が大切に育ててきた魚が、川や湖の生態系が破壊され、死に絶える危険をそのおそれから守ります。

～ブラックバスの性質～

- ・もともと岩手にいる魚やその卵を食べる。
- ・天敵が少なく、繁殖力が強いので増えやすい。
- ・生態係構に適合し、分布が広がりやすい。

岩手県ブラックバス等外来魚対策協議会
 事務局：岩手県森林水産部水産課総務係 岩手県盛岡市中央1-10-1
 TEL：019-851-0111

【スモールマウスバスのリリース及び生体の持ち出し禁止：河口湖漁業協同組合HPより】

スモールマウスバスについて、山梨県、山梨県内水面漁場管理委員会、山梨県漁業協同組合連合会よりお願い。

山梨県内でのスモールマウスバスのリリース及び生体の持ち出しが禁止になりました

スモールマウスバスを釣り上げた方は、リリースせずにお近くの釣り券販売所または漁協までお届けください。

本水域のスモールマウスバスは、違法に放流されたものです。県及び漁協では、駆除により対処する方針です。

●規制の内容

「本県内においてスモールマウスバスを採捕した者は、採捕した河川湖沼にこれを再び放し、若くは生かしたままその水域から持ち出してはならない。」

(山梨県内水面漁場管理委員会指示第7-1号)

釣り上げたスモールマウスバスのリリース、及び釣り上げた場所からの生きた個体の持ち帰りと他の場所への放流を禁止するものです。

●規制の理由

スモールマウスバスは山梨県漁業調整規則に違反して県内の現在の生物相(生態系)に与える影響を考慮せずに無秩序に放流されたものであり、このまま放置すると河川湖沼の魚類に重大な影響を及ぼす恐れがあるため。

2ストロークエンジンの扱いについて 議論のすゝめ

- ① びわ湖に与える環境負荷を低くする という観点から、4ストロークエンジンや、DIエンジンの比で排気ガスのFEL値の高い2ストロークエンジンは、規制をしていくことが望まれる。
- ② また、エンジンのメーカーは負荷の少ない製品の開発を続けていると3Tだが、こうした環境配慮エンジンの開発スピードがより加速度的なものとなるよう努めるべきである。
- ③ 2ストロークエンジンの規制は、直接 びわ湖への環境負荷を少なくするというだけでなく、他地域の追随、業界の開発スピードの加速、といった意味と考えられる。
漁船、観光船等の船を対象とするが、
- ④ 規制を行うに当たっては、対象となる船舶の事情に応じて、規制を行うまでの期間を設定し、実効性のあるものにしていく必要がある。